

参考表

第1表 施設の種別別調査対象施設数

平成27年10月1日現在

	基本票		詳細票			基本票		詳細票	
	施設数 1)	集計 施設数 2)	回収 施設数 3)	集計 施設数 4)		施設数 1)	集計 施設数 2)	回収 施設数 3)	集計 施設数 4)
総 数	66 969	66 213	53 911	53 540					
保護施設	294	292	233	231	児童福祉施設等	37 693	37 139	32 333	32 089
救護施設	185	185	184	184	助産施設	471	391
更生施設	19	19	19	19	乳児院	134	134	134	134
医療保護施設	59	59	母子生活支援施設	242	235	232	229
授産施設	20	18	19	17	保育所等	25 773	25 580	24 361	24 234
宿所提供施設	11	11	11	11	幼保連携型認定こども園	1 939	1 938	1 817	1 817
老人福祉施設	5 371	5 327	5 134	5 103	保育所型認定こども園	330	330	315	315
養護老人ホーム	958	957	936	936	保育所	23 504	23 312	22 229	22 102
養護老人ホーム(一般)	907	906	886	886	小規模保育事業所	1 557	1 555	1 293	1 291
養護老人ホーム(盲)	51	51	50	50	児童養護施設	609	609	594	594
軽費老人ホーム	2 264	2 264	2 166	2 166	障害児入所施設(福祉型)	267	267	249	249
軽費老人ホームA型	204	204	197	197	障害児入所施設(医療型)	200	200	178	178
軽費老人ホームB型	16	16	16	16	児童発達支援センター(福祉型)	467	467	435	435
軽費老人ホーム(ケアハウス)	1 996	1 996	1 908	1 908	児童発達支援センター(医療型)	107	106	99	98
都市型軽費老人ホーム	48	48	45	45	情緒障害児短期治療施設	40	40	39	39
老人福祉センター	2 149	2 106	2 032	2 001	児童自立支援施設	59	58	59	58
老人福祉センター(特A型)	251	246	238	234	児童家庭支援センター	103	103	101	101
老人福祉センター(A型)	1 447	1 417	1 374	1 353	児童館	4 775	4 613	4 559	4 449
老人福祉センター(B型)	451	443	420	414	小型児童館	2 837	2 692	2 673	2 573
障害者支援施設等	5 901	5 874	5 240	5 221	児童センター	1 792	1 784	1 752	1 747
障害者支援施設	2 561	2 559	2 419	2 417	大型児童館A型	17	17	17	17
地域活動支援センター	3 190	3 165	2 683	2 666	大型児童館B型	4	4	4	4
福祉ホーム	150	150	138	138	大型児童館C型	-	-	-	-
身体障害者社会参加支援施設	325	322	314	311	その他の児童館	125	116	113	108
身体障害者福祉センター	162	161	152	151	児童遊園	2 889	2 781
身体障害者福祉センター(A型)	36	36	35	35	母子・父子福祉施設	60	58	60	58
身体障害者福祉センター(B型)	126	125	117	116	母子・父子福祉センター	56	55	56	55
障害者更生センター	6	5	6	5	母子・父子休養ホーム	4	3	4	3
補装具製作施設	17	16	17	16	その他の社会福祉施設等	17 277	17 154	10 549	10 480
盲導犬訓練施設	12	12	12	12	授産施設	69	68	68	68
点字図書館	73	73	72	72	宿所提供施設	300	296	269	266
点字出版施設	11	11	11	11	盲人ホーム	24	20	23	19
聴覚障害者情報提供施設	44	44	44	44	無料低額診療施設	556	553
婦人保護施設	48	47	48	47	隣保館	1 100	1 076	1 053	1 037
					へき地保健福祉館	51	42	44	37
					有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)	10 718	10 651	9 092	9 053
					有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅であるもの)	4 459	4 448

注:1) 施設数は、活動中又は休止中の施設数である。

2) 集計施設数は、活動中の施設数である。

3) 回収施設数は、詳細票の回収があった施設数である。

4) 詳細票の集計施設数は、詳細票を回収した施設数のうち活動中の施設数である。